

鹿屋体育大学生涯スポーツ実践センター規則

		(平成13年3月21日)
		規則第9号)
改正	平成15年3月31日	平成20年3月19日
	規則第19号	規則第12号
	平成16年4月1日	平成23年2月7日
	規則第45号	規則第10号
	平成18年9月28日	平成30年3月29日
	規則第26号	規則第28号
	平成19年3月22日	平成30年4月16日
	規則第25号	規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則(平成16年規則第1号)第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学生涯スポーツ実践センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、人々のライフステージに応じ、その生活環境及び健康状態に即した運動・スポーツを推進するため、教育及び調査研究を行うとともに、それに関連する事業を実施し、生涯スポーツの振興に資することを目的とする。

(組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第4条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則(平成16年規則第12号)第3条に定める学術情報・産学連携委員会において審議する。

(生涯スポーツ実践センター協力者会議)

第5条 センターが行う教育研究に関して、専門的知識を有する学識経験者等から意見を求めるため、生涯スポーツ実践センター協力者会議(以下「協力者会議」という。)を開催する。

2 協力者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学術図書情報課において処理する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平15. 3. 31規則第19号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附則（平16. 4. 1規則第45号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平18. 9. 28規則第26号）

この規則は、平成18年9月28日から施行する。

附則（平19. 3. 22規則第25号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平20. 3. 19規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平23. 2. 7規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平30. 3. 29規則第28号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平30. 4. 16規則第38号）

この規則は、平成30年4月16日から施行する。